

# 『フルハーネス型 墜落制止用器具 使用作業』特別教育 開催のご案内

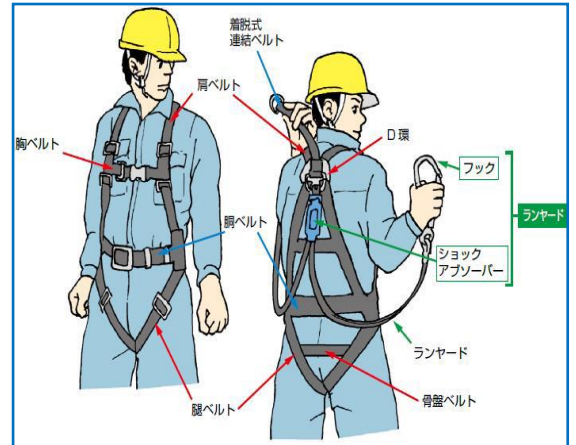
主催 豊橋労働基準協会

平成30年6月に労働安全衛生関係法令が改正され、高所作業で使用が義務付けられる墜落制止用器具（安全带）は、「フルハーネス型」の使用が原則となり、安全带の構造規格（旧規格）に基づく安全带の使用は令和4年1月2日から使用が出来ません。（新規格は「墜落制止用器具の構造規格」）

また、労働安全衛生規則第36条も改正され、労働安全衛生法第59条第3項で規定される特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」（以下「フルハーネス型使用作業」という。）が追加されました。

改正規定は平成31年2月1日から施行され、上記業務に従事させる労働者に対する特別教育の実施義務が事業者に課されています。

当協会では、中央労働災害防止協会が行う、「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育インストラクターコース課程」を修了した専門講師による法定の教育カリキュラムに基づく「フルハーネス型使用作業」特別教育を開催します。



1 日 時 令和4年5月12日（木）午前9時～午後4時40分（受付は8時30分から）

（開催当日の受付時に本人確認を行いますので、運転免許証、パスポート、在留カード等公的機関が発行する顔写真付きのものを提示してください。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためマスクの着用、検温（37.5℃以上の場合を受講できません）を行いますのでお願いします。視界の妨げになりますので講習中は脱帽してください。）

2 会 場 豊川市文化会館 2階大会議室 （所在地：豊川市代田町1丁目20番地の4）

3 対 象 者 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）に従事される方

4 教育内容

学 科	I 作業に関する知識	1 時間
	II 墜落制止用器具に関する知識	2 時間
	III 労働災害の防止に関する知識	1 時間
	IV 関係法令	0.5 時間
実 技	V 墜落制止用器具の使用方法等	1.5 時間
		計 6 時間

5 受講料 会 員 9,500円（テキスト代・消費税込み）  
非会員 12,500円（テキスト代・消費税込み）

6 定 員 60名

7 申込方法 協会事務局へ電話（0532-54-2131）予約の上、裏面の「受講申込書」所定欄にご記入いただき、ファックス（0532-54-2130）にてお送り下さい。受講票と請求書をお送りします。

8 お問い合わせ・申込先

豊橋労働基準協会 〒440-0874 豊橋市東松山町14番地

TEL (0532) 54-2131

FAX (0532) 54-2130

※ 注意事項

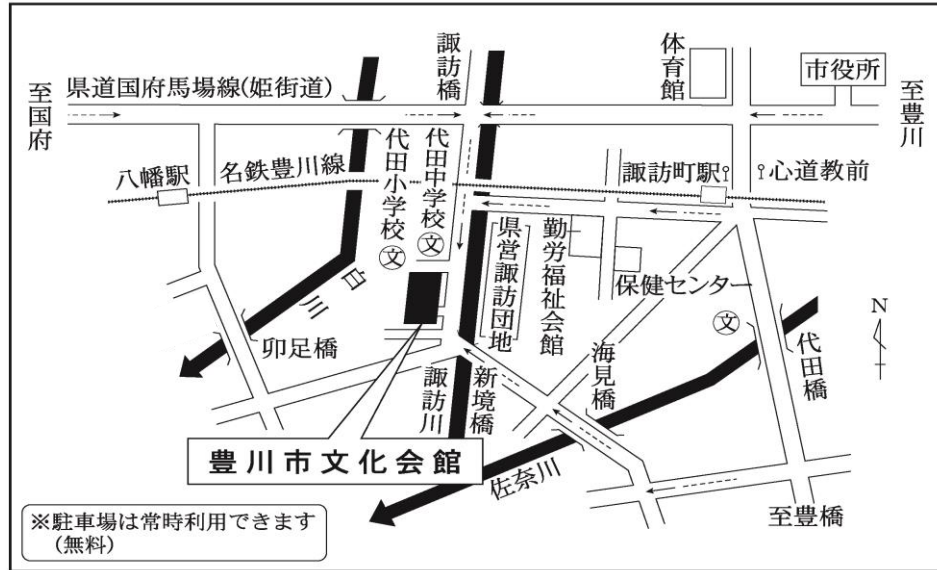
- 各自フルハーネス型墜落制止用器具（ランヤードを含む）を必ず持参して下さい。（受講者の貸し借りは不可）
- 持参されない場合は受講ができません。（当日の貸し出しはありません。）

## 豊川市文化会館案内図

### 豊川市文化会館

#### ●交通

- 名鉄電車……………
- 諷訪町駅から
- 徒歩15分
- 豊鉄バス……………
- 心道教前から
- 徒歩15分



※ **当日の持ち物** 受講票・筆記用具・フルハーネス・運転免許証等本人確認ができる顔写真付きの物

## 「フルハーネス型使用作業」特別教育 受講申込書

お電話でご予約のうえ、下欄の太枠内にご記入いただき、豊橋労働基準協会あてに Fax でお申込み下さい。

宛先 豊橋労働基準協会

Fax 0532-54-2130

【開催日】： 令和4年5月12日（木）

会員・非会員別	会 ・ 非	受講者氏名・生年月日は修了証記載事項になりますので正確にご記入ください。				
フリガナ		男	現住所	(都道府県のみ)	受	
受講者氏名			生年月日 (西暦)	年 月 日生		修
フリガナ		男	現住所	(都道府県のみ)	受	
受講者氏名			生年月日 (西暦)	年 月 日生		修
フリガナ		男	現住所	(都道府県のみ)	受	
受講者氏名			生年月日 (西暦)	年 月 日生		修

事業場所在地	〒 -		
事業場名		電話	( ) -
担当者所属氏名		FAX	( ) -

● この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回申込みいただいた特別教育の受講資料としてのみ使用し、同意なく目的外の利用を行うことはありません。